

## 第1章 意思表示

### 第1節 詐欺

- 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。
- 詐欺による取消しは、善意無過失の第三者に対抗できない。
- 第三者による詐欺は、相手方が善意無過失の場合、取り消すことができない。

### 第2節 強迫

- 強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 強迫による取消しは、善意無過失の第三者に対抗できる。
- 第三者による強迫は、相手方が善意無過失の場合、取り消すことができる。

### 第3節 虚偽表示

- 相手方と通謀して行った虚偽の意思表示（虚偽表示）は、無効となる。
- 虚偽表示による無効は、善意の第三者に対抗できない。
- 虚偽表示による無効は、善意の転得者に対抗できない。

### 第4節 心裡留保

- 真意でないとしてなした意思表示は原則として有効だが、相手方が真意ではないことを知っている場合は無効となる。
- 心裡留保による無効は、善意の第三者に対抗できない。

## 第5節 錯 誤

- 錯誤による意思表示は取り消せるが、表意者に重大な過失があるときは取り消せない。ただし、①相手方が表意者の錯誤について悪意、または善意だが重大な過失があったとき、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、取り消せる。
- 表意者が法律行為の基礎とした事情についての認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）は、表意者の認識していた事情が法律行為の基礎であることが表示されていた場合のみ取り消せる。
- 錯誤による取消しは、善意無過失の第三者に対抗できない。

## 第1節 意思能力

□意思能力が無い者の法律行為は、無効となる。

## 第2節 制限行為能力制度

□成年被後見人の法律行為は、事前に成年被後見人の同意を得ている場合であっても取り消せる。また、契約時に事理弁識能力を有していても取り消せる。

□成年被後見人が行った、日用品の購入その他日常生活に関する契約は取り消せない。

□成年被後見人が、成年被後見人に代わって成年被後見人が居住する建物などを売却する場合は、家庭裁判所の許可を得る必要がある。

□未成年者が法律行為をする際には、原則として法定代理人の同意が必要であり、同意がない場合は取り消せる。

□被保佐人、被補助人が法律行為をする際には、原則として保佐人や補助人の同意を得る必要がない。

□制限行為能力者が詐術を用いたときは、契約を取り消すことができない。

## 第3章 代理

### 第1節 代理権

- 自己契約、双方代理および利益相反行為は無権代理行為となるが、本人の同意や承諾があれば、有効な代理行為となる。
- 任意代理の場合、代理権は本人の死亡、破産、代理人の死亡、破産、後見開始により消滅する。

### 第2節 代理行為

- 代理人が本人のためであることを示さずになした法律行為は、原則として代理人に効果帰属する。ただし、相手方が本人のためであることを知っていた場合は、本人に効果帰属する。
- 代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理行為を行った場合、相手方が代理人の目的を知っていたか、または知ることができた場合は無権代理行為となる。
- 代理行為における詐欺、強迫、錯誤の有無は、原則として代理人を基準として判断する。
- 任意代理の場合、代理人は制限行為能力者でも良いが、本人は代理人の制限行為能力を理由として代理行為を取り消すことはできない。

### 第3節 無権代理

- 無権代理行為は、原則として本人に効果帰属しない。ただし、本人が無権代理行為を追認した場合は、契約時にさかのぼって本人に効果帰属する。
- 追認は原則として相手方に対して行う。ただし、無権代理人に対して行った場合でも、相手方が追認の事実を知れば、追認は有効となる。

- 無権代理行為の相手方は、無権代理人に履行または損害賠償を請求できる。ただし、①本人による追認がないこと、②相手方が善意無過失であることを要する。
- 無権代理人が自己に代理権がないことを知っていたときは、相手方は過失があっても無権代理人の責任を追及できる。
- 無権代理行為の相手方は、追認するかどうか答えるよう本人に催告でき、本人が答えないときは追認拒絶とみなされる。
- 無権代理行為の相手方は、善意であれば無権代理人と結んだ契約を取り消すことができる。

#### 第4節 表見代理

- 本人が代理権を与えていないのに代理権を与えた旨の表示をした場合、相手方が善意無過失であれば、無権代理行為は本人に効果帰属する（代理権授与の表示による表見代理）。
- 代理人が与えられた代理権の範囲外の行為をした場合でも、相手方が善意無過失であれば、無権代理行為は本人に効果帰属する（権限外の行為の表見代理）。
- 代理人が代理権消滅後に代理行為を行った場合でも、相手方が善意無過失であれば、無権代理行為は本人に効果帰属する（代理権消滅後の表見代理）。

#### 第5節 無権代理と相続

- 無権代理人が本人を相続した場合、無権代理人は追認拒絶権を行使できないが、共同相続人がいる場合は、共同相続人が無権代理行為を追認しない限り、無権代理人は追認拒絶権を行使できる。
- 本人が無権代理人を相続した場合、本人は追認拒絶権を行使できるが、損害賠償の責任を負わなければならない。

## 第6節 復代理

- 復代理人は本人の代理人であって、代理人の代理人ではない。
- 任意代理の場合、代理人は原則として復代理人を選任できない。ただし、本人の許諾があるとき、または、やむを得ない事情があるときは、復代理人を選任できる。
- 法定代理の場合、代理人は、いつでも自由に復代理人を選任できる。